

許可番号 01523078221

産業廃棄物処分業許可証

新潟県新潟市南区下曲通320番地1
株式会社 スーパージャングル
代表取締役 原 正行



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 花角英世



許可の年月日 令和 3年 7月12日

許可の有効年月日 令和10年 7月 9日

再複写無効

1 事業の範囲

- 中間処理（破碎処理）
木くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2 事業の用に供するすべての施設

- 施設の種類
破碎処理施設（移動式中間処理施設としての使用に限る。）
 - 施設の係留場所
新潟県新潟市南区下曲通字鳴池328番外2筆
 - 施設の設定年月日
平成29年 2月13日
 - 施設の処理能力
487.2t/日（木くず（根株、伐採木及び末木枝条に限る。））（8時間）
 - 施設の許可年月日及び許可番号
平成28年11月 7日 新潟県三振健第967号
- 施設の種類
破碎処理施設（移動式中間処理施設としての使用を含む。）
 - 施設の設定場所及び係留場所
新潟県三条市長沢字タテ山1040番28
 - 施設の設定年月日
平成21年 6月22日
 - 施設の処理能力
225t/日（9時間）
 - 施設の許可年月日及び許可番号
平成21年 3月30日 新潟県三振健第890号
- 施設の種類
破碎処理施設（移動式中間処理施設としての使用を含む。）
 - 施設の設定場所及び係留場所
新潟県三条市長沢字タテ山1040番28
 - 施設の設定年月日
令和 元年12月12日
 - 施設の処理能力
361t/日（8時間）
 - 施設の許可年月日及び許可番号
令和 元年11月21日 新潟県三振健第994号

再複写無効



3 許可の条件

- ・処理は、発生現場で行うこと。
- ・新潟県生活環境の保全等に関する条例（昭和46年新潟県条例第51号）第100条第1項の基準に準拠し、騒音による支障を防止するために必要な措置を講ずること。

4 許可の更新又は変更の状況

再複写無効

- ・変更届出年月日 平成15年 3月18日
(2) 破碎処理施設（移動式）の追加
- ・変更届出年月日 平成16年 9月 3日
(2) 移動式を定置式を含むに変更
(施設の設置場所の変更 旧 新潟県西蒲原郡月潟村大字下曲通字フケ923番)
- ・平成17年3月21日 新潟市の合併により(2) 破碎施設を移動式に変更
- ・合併による住所変更 (旧 新潟県西蒲原郡月潟村大字下曲通23番地2)
- ・変更届出年月日 平成17年 3月25日
(住所の変更 旧 新潟県新潟市下曲通23番地2)
- ・変更届出年月日 平成18年 1月20日
(2) 破碎処理施設の削除及び破碎処理施設（平成18年1月13日設置）の追加
- ・更新許可年月日 平成18年 7月10日
- ・平成19年4月1日 住所の表示の変更
(旧 新潟県新潟市下曲通320番地1)
- ・変更届出年月日 平成19年11月 2日
(破碎処理施設（平成13年4月11日設置）の削除)
- ・変更届出年月日 平成22年 4月27日
(破碎処理施設（平成22年4月9日設置）の追加)
- ・変更届出年月日 平成23年 3月22日
(破碎処理施設2基の係留場所の変更)
- ・更新許可年月日 平成23年 7月10日
- ・更新許可年月日 平成28年 7月10日
- ・変更届出年月日 平成29年 3月 2日
(破碎処理施設（平成18年1月13日設置）の係留場所の変更 旧 新潟県新潟市南区下曲通字鶴池325番外1筆)
(破碎処理施設（平成22年4月9日設置）の係留場所の変更 旧 新潟県新潟市南区下曲通字鶴池328番外2筆)
(破碎処理施設（平成29年2月13日設置）の追加)
- ・変更届出年月日 平成30年 7月 4日
(破碎処理施設（平成18年1月13日設置）の廃止)
- ・変更届出年月日 令和 2年 1月 8日
(破碎処理施設（平成22年 4月 9日設置）の廃止)
- ・更新許可年月日 令和 3年 7月12日
- ・優良基準適合認定 令和 3年 7月12日
(許可の有効年月日が令和 8年 7月 9日から令和10年 7月 9日に延長)
- ・変更届出年月日 令和 3年10月15日
(名称の変更 旧 有限会社 スーパージャングル)
- ・変更届出年月日 令和 3年12月10日
(破碎処理施設（平成21年 3月30日設置）及び破碎処理施設（令和 元年12月12日設置）の追加)

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有

(令和 3年 7月12日 更新許可)